

港湾分科会「安全・維持管理部会」の設置について

平成17年3月22日

<問い合わせ先>

港湾局環境・技術課（内線46622）

TEL:03-5253-8111（代表）

1. 部会設置の趣旨

(1) 現状

- 港湾の施設は、「港湾の施設の技術上の基準（平成11年4月）」に基づき施設の安全性等を確保している。
- 港湾施設を良好な状態に維持・管理する責務は、施設の設置・管理者に全面的に委ねられている。

(2) 必要性

- 規制改革推進3か年計画（平成13年3月30日閣議決定）において、基準の内容が技術革新に対して柔軟に対応できるよう、全ての基準の性能規定化が求められている。
- 国及び港湾管理者が適切な役割分担の下で、既存港湾施設の維持管理に係る点検の適正化、高度な技術力の活用等を通じて、港湾施設の機能を適切に維持し、もって港湾施設のライフサイクルの延伸及び投資効果の最大化を図ることが求められている。

上記を踏まえ、港湾における性能基準の導入、安全確保・ライフサイクル延伸のための技術、制度のあり方について検討を行うため、交通政策審議会港湾分科会に安全・維持管理部会を設置するものである。

2. スケジュール

- 3月 港湾分科会（安全・維持管理部会設置を承認）
- 5月 港湾分科会（諮問を安全・維持管理部会へ付託）
- 5月 安全・維持管理部会
- ～10月 （港湾における性能基準の導入、安全確保・ライフサイクル延伸のための技術、制度のあり方について調査、審議）
- 7月 港湾分科会（安全・維持管理部会審議の中間報告）
- 11月 港湾分科会（安全・維持管理部会の調査、審議結果を最終報告）